新温泉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参 考)
	(24年度末)	A		В	B/A	23年度の人件費率
24年度	人	千円	千円	千円	%	%
	16,186	9,903,085	450,202	1,788,413	18.1	18.0

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給		与 費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
24年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	184	755,788	75,230	266,759	1,097,777	5,966

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,612

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。(平成24年度該当者なし)

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額をしていない場合は理由			
実 施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで			
抑制済又は減額措置の内容				

(給料) 町長: △7.8% 副町長·教育長: △5%

一般行政職:1級·2級 △1.1%、3級·4級 △3.8%、5級·6級 △4.8%

技能労務職:期末勤勉手当において役職加算のない者 △1.1% 役職加算のある者 △3.4%

医療職(Ⅱ):1級·2級 △1.1%、3級·4級(管理職除く) △3.8%、4級(管理職)·5級 △4.8%

医療職(III) : 1級・2級 \triangle 1.1%、3級(管理職除く) \triangle 3.8%、3級(管理職)・4級 \triangle 4.8%

ラスパイレス指数: H25.4.1時点 103.5 (参考値) 95.6 H25.7.1時点 99.6

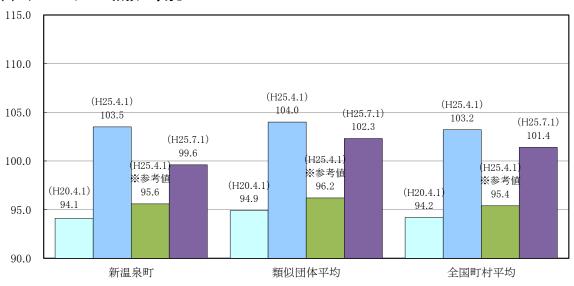
(手当)期末·勤勉手当:特別職 一律△0.72% 一般行政職、技能労務職、医療職(II)·(III) 一律△0.72%

給料月額に連動する手当:減額後の給料月額等の月額により算出

(その他)

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した 指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
新温泉町	45.6 歳	334,733 円	368,991 円	355,846 円	
兵庫県	44.2 歳	338,368 円	435,954 円	386,748 円	
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円		376,257 (405,463) 円	
類似団体	42.5 歳	316,601 円	361,874 円	342,511 円	

②技能労務職

□		公 務 員				民 間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新温泉町	51.6 歳	16 人	332,906 円	362,756 円	352,781 円	_	_	_	_
うち清掃職員	54.3 歳	4 人	347,650 円	381,475 円	360,650 円	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.31
うち学校給食員	51.4 歳	5 人	333,240 円	365,140 円	361,340 円	調理士	42.4 歳	276,800 円	1.32
うち自動車運転手	48.7 歳	5 人	318,180 円	343,040 円	332,880 円	自家用乗用 自動車運転者	57.9 歳	282,300 円	1.22
その他	53.9 歳	2 人	339,400 円	368,650 円	365,400 円	_	_	_	_
兵庫県	52.1 歳	623 人	332,135 円	_	364,202 円	_	_	_	_
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	_	309,534 円	_	_	_	_
類似団体	48.8 歳	12 人	288,301 円	310,962 円	299,756 円	_	_	_	_

	参考					
区 分	年山	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D			
新温泉町	_	_				
うち清掃職員	6,064,400 円	3,980,600 円	1.52			
うち学校給食員	5,813,680 円	3,688,100 円	1.58			
うち自動車運転手	5,456,380 円	3,752,400 円	1.45			
その他	_	_	_			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成22年~平成24年の3ヶ年平均)。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支 給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新温泉町	56.4 歳	384,133 円	399,622 円
兵庫県	42.7 歳	361,006 円	414,795 円
類似団体	41.5 歳	302,044 円	323,362 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時 特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区	分	新温泉町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	174,688 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	144,500 円	141,177 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	137,562 円	_
	中学卒	_	_	_
教 育 職	大 学 卒	178,800 円	195,107 円	_
	高 校 卒	144,500 円	173,215 円	

⁽注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

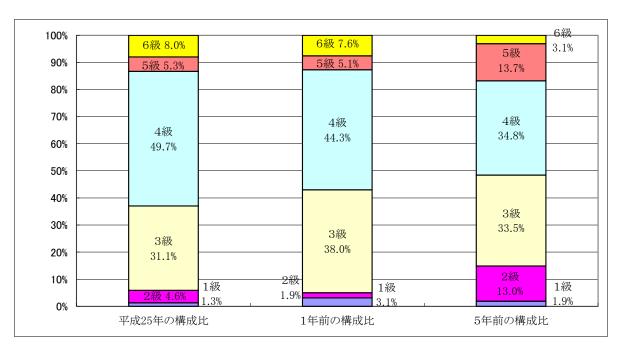
2 <u>7 1942 4 1 7 1</u>	T-0/1 / 20///4	1 7TT/24 1.42/1H.I	7 7 PX - V V V V V V V V V V V V V V V V V V	~	/
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,200 円	350,100 円	370,500 円	382,700 円
	高 校 卒	212,700 円	295,500 円	350,100 円	370,500 円
技能労務職	高 校 卒	204,700 円	261,600 円	284,100 円	318,600 円
	中学卒	_	_	_	_
教育職	大学卒	258,200 円	350,100 円	370,500 円	382,700 円
	高 校 卒	212,700 円	295,500 円	350,100 円	370,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成25年4月1日現在)

<u></u>	701112	CHAIN TOWN THAT SO THE TOWN TO THE TOWN					
	区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額	
	1 級	主事	人	%	円	円	
	1 719X	工尹	2	1.3	135,600	243,700	
	2 級 主事		人	%	円	円	
	2 級	主事	7	4.6	185,800	307,800	
	3 級	主査	人	%	円	円	
	3 形文	土生	47	31.1	222,900	354,700	
	4 級	課長補佐、事務次長、給食センター所	人	%	円	円	
	4 7政	長、係長、館長補佐、所長補佐	75	49.7	261,900	388,300	
		課長、室長、所長、事務長、事務局長、 課参事、副課長、副所長、館長、給食セ	人	%	円	円	
	5 級	深今争、 、耐味な、 ・ がりた。 はな、 ・ はない ・ になる ・ になるる ・ になるる ・ になるる ・ になるる ・ になるる ・ になるる ・ になるるる ・ になるるるる ・ になるるるるるるるるるる	8	5.3	289,200	400,600	
	6 級	町参事、課長、室長、所長、館長、事務	人	%	円	円	
	U N/X	長、事務局長、牧場公園長	12	8.0	320,600	422,600	

- (注) 1 新温泉町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年度以降、勤務成績の反映に向けて取り組みを進めています。

4 職員の手当の状況 《普通会計》

(1) 期末手当・勤勉手当

新温泉町	兵庫県	国	
1人当たり平均支給額(平成24年度)	1人当たり平均支給額(平成24年度)	_	
1,422 千円	1,625 千円		
(平成24年度支給割合)	(平成24年度支給割合)	(平成24年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	
(-)月分 (-)月分	(1.45)月分 (0.65)月分	(1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
•役職加算 5~10%	·役職加算 5~20%(抑制後 4~10%)	・役職加算 5~20%	
	·管理職加算 10~20%(抑制後 5~10%)	·管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成20年度以降、勤務成績の反映に向けて取り組みを進めています。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

	新温泉町			国			
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年		
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分		
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分		
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分		
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置	その他の加算措置	昔置 定年前早期退職特例措置			
(2%~20%加算)				(2%~20%加算	草)		
1人当たり平均支給額	23,162 千円						

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。
 - 2 本町は、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は当組合の支給率である。

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

(1 /94 = 0 1 = 74 =	1. 201227						
支給実績	支給実績(平成24年度決算)						
支給職員1人当たり平	均支給年額(平成	24年度決算)	0 円				
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員	員数	国の制度(支給率)			
無し	%		人	%			

※本町では、平成18年4月1日から、平成17年度まで支給していた調整手当(給料月額の5%)を廃止し、地域手当は導入していない。

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度	決算)			780 千円			
支給職員1人当たり平均	均支給年額(平成24年度決算)		156,000 円				
職員全体に占める手当	首支給職員の割合(平成24年度)			2.7 %			
手当の種類(手当数)			7				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価			
感染症防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	0 千円	日額1,000円			
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送 又は埋葬の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人の看 護、移送又は埋葬	0 千円	1回1,000円			
病院勤務手当(危険手当)	レントゲン技師及び感染症業務に従事する職員	レントゲン、感染症業務	0 千円	レントゲン技師:月額5,000円 レントゲン以外:1日100円			
ッ (主任手当)	主任として任命された職員		0 千円	月額2,000円			
ッ (待機手当)	勤務時間外に待機を命ぜられた職員		0 千円	1回1,400円			
リ (年末年始勤務手当)	年末年始に勤務を命ぜられた職員		0 千円	1回2,100円			
診療所医師手当(勤務年数手当)	町立診療所に勤務する医師	医師業務	0 千円	勤務年数により 230,000~330,000円			
" (往診手当)	町立診療所に勤務する医師	往診業務	0 千円	月額20,000円+件数×往診料×1/4			
リ (町医(校医)手当)	町立診療所に勤務する医師	町医(校医)業務	0 千円	月額50,000円			
" (夜間·休日手当)	町立診療所に勤務する医師	夜間•休日業務	0 千円	件数×3,000円			
夜間看護手当	深夜の看護業務に従事した職員	深夜の看護業務	0 千円	2時間未満:2,000円、2~4時間:2,800円 4時間以上3,200円			
し尿処理業務手当	し尿収集及び処理業務に従事する職員	し尿収集及び処理業務	468 千円	月額13,000円			
ごみ処理業務手当	ごみ収集及び処理業務に従事する職員	ごみ収集及び処理業務	312 千円	月額13,000円			

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	13,504 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	330 千円
支給実績(平成23年度決算)	12,123 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	225 千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者: 13,000円 配偶者以外: 6,500円 ※16歳~ 22歳の子に対する加算等あり	同じ	-	24,272 千円	242,700 円
住居手当	借家: 27,000円上限	同じ	-	5,021 千円	83,700 円
通勤手当	交通機関の利用者: 定期券等の実費(最高限度額55,000円) 交通用具の利用者:2km 以上の通勤距離に応じ、2,000円~4,500円	同じ	1	9,307 千円	67,000 円
単身赴任手当	単身赴任者に対し、職員の住居と配偶者 の住居との間の距離に応じ、23,000円~ 68,000円	同じ	-	1,120 千円	373,300 円
寒冷地手当	勤務地及び扶養人数に応じ、0円~ 7,560円(11月~3月)	同じ	-	0 千円	0 円

医師手当	病院に勤務する医師に対して勤務年数 等に応じ支給	異なる	区分、額	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、給与の時間単価×135/100	同じ	_	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間としての午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務1時間につき、給与の時間単価×25/100		_	0 千円	0 円
宿日直手当	役場4,200円、病院医師19,000円、病院看護職員5,300円(外来業務加算有り)、病院その他の職員5,300円(12月29日から1月3日までは加算有り)	異なる	病院関係の 額及び加算 額	1,016 千円	4,200 円
管理職手当	院長:120,000円 副院長、施設長:80,000円 診療所長・部長・副部長・医長・医師:60,000円 校場公園長・町参事:50,000円 会計管理者・温泉総合支所長・総務課長: 40,000円 課長・出納室長・課参事・病院事務長・医療技術 長・総看護師長・事務局長・分室長:30,000円 課参事・ケーブルテレビ事業室長・環境センター 所長・公民館長・図書館長:20,000円 副課長・看護師長・認定こども園所(次)長: 15,000円	異なる	区分、額	7,394 千円	336,100 円
管理職員特別勤 務手当	週休日又は休日における管理職の臨時 又は緊急の勤務1回につき、副課長級: 5,000円 課長級:6,000円	異なる	区分、額	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

	区	:	分	給	料		月		額		等
44						(参考)		高/最低額			
給	町		長	,	736,000	円、		854,000	円/	215,100	円
	副	町	長	(- E00 000	円) 円		710 000	ш	200 000	ш
料	田川	шЈ	ズ	(588,800 -	円)		710,000	円/	288,000	円
	議		長	(320,000	円		420,000	円/	226,500	円
報				(_	円)		,	, .,	ŕ	
TIX	副	議	長		230,000	円		360,000	円/	180,000	円
ar:111				(-	円)					
酬	議		員		208,000	円		345,000	円/	157,000	円
				(-	円)					
	町		長	(25年度支	え給割合)						
期	副	町	長		3.85		月分				
末手	議		長	(25年度支	て給割合)						
当	副	議	長		3.85		月分				
	議		員								
				(算定方	式)		(1期の	手当額)		(支給時	期)
退職	町		長	給料月額	質×在職月数×0	0.41	14,484,480 円		任期毎		
手当	副	町	長	給料月額	頁×在職月数×0	0.25	7,065,600 円			任期毎	
	備		考								
(注:)	1 :	T 1/1/ A3	イルキロエ川	D () H13	・減類世界など	- > <u></u>	that we have	7			

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

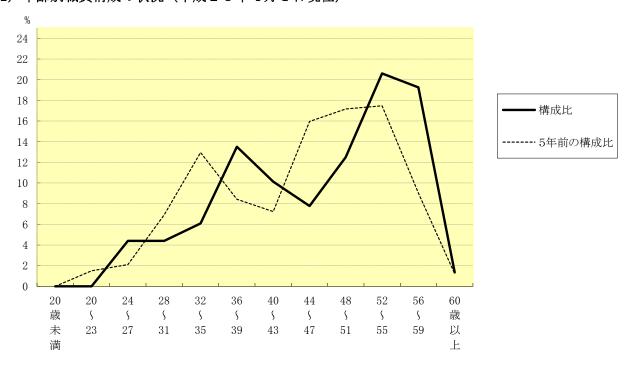
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	数	対前年	主な増減理由
部門	月		平成24年	平成25年	増減数	土は増減埋田
		議会	2	2	0	
		総務	50	48	$\triangle 2$	
		税務	11	11	0	
	<u></u>	農林水産	17	17	0	
	般行	商工	10	9	\triangle 1	
普	11政	土木	11	12	1	
迪	部	民生	31	30	\triangle 1	
普通会計	門	衛生	14	12	\triangle 2	
部	, ,					<参考>
門		計	146	141	\triangle 5	人口1,000人当たり職員数 8.71 人
						(類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.93 人)
	教育部門		39	39	0	
	小 計					<参考>
			185	180	\triangle 5	人口1,000人当たり職員数 11.12 人
						(類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.84 人)
公		病院	90	87	\triangle 3	
公営		水道	8	8	0	
企会		下水	6	4	$\triangle 2$	
業計		その他	18	17	$\triangle 1$	
等部門	小 計		122	116	△ 6	
	合	祌	307	296	△ 11	<参考>
			[360]	[303]	[△57]	人口1,000人当たり職員数 18.29 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
斯	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	0	13	13	18	40	30	23	37	61	57	4	296

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	158	153	147	146	146	141	△ 17 (△10.8%)
教 育	45	43	43	42	39	39	△ 6 (△13.3%)
普通会計計	203	196	190	188	185	180	△ 23 (△11.3%)
公営企業等会計計	129	123	119	124	122	116	△ 13 (△10.1%)
総合計	332	319	309	312	307	296	△ 36 (△10.8%)

⁽注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

² 合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。